

皮膚科外来の診療体制の変更について

1月4日から、皮膚科外来の初診は、紹介状が必要となります。

平成23年1月4日から、皮膚科外来の診療体制を変更いたします。

○初診患者は、紹介状をお持ちの患者様だけの診療とさせていただきます。

当院の皮膚科は、これまで2人の医師で診療にあたってきましたが、諸般の事情により、平成23年1月から1人で診療を行うことになりました。

これに伴いまして、外来診療の初診患者は、紹介患者を対象とした体制に変更いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 鹿児島市立病院 代表 099-224-2101

皮膚科外来 (内線 2251)

医事課 医事情報係 (内線 2741)